



発 行 新 潟 県 号 外 5 令和6年3月29日 毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 39 新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則(行 政改革課)
- 40 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則(行政改革課)
- 41 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則(行政改革課)
- 42 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則(行政改革課)

訓令

- 11 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正(行政改革課)
- 12 地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程の一部改正(行政改革課)
- 13 新潟県事務決裁規程の一部改正(行政改革課)

規則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第39号

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則(昭和41年新潟県規則第82号)の一 部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動後号細目」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動号細目」という。)が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目を加える。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第
1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとお	1 項ただし書の規定による主要な職員は、次のとお
りとする。	りとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの	(2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの
ア (略)	ア (略)
<u>イ</u> 地域機関(新潟県病院局組織規程第3条の	
2に規定するものをいう。)の所長の職	
<u></u> <u>ウ</u> (略)	<u>イ</u> (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第40号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則(昭和41年新潟県規則第83号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動後号細目」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動号細目」という。)が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目(以下「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び追加号細目を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第
2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとす	2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとす
る。	る。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院	(2) 新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院
局管理規程第3号)により病院局に置かれる職	局管理規程第3号)により病院局に置かれる職
のうち、次に掲げるもの (イ <u>及びウ</u> に掲げる職	のうち、次に掲げるもの(イに掲げる職にあつ
にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限	ては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。)
る。)	
ア (略)	ア (略)
<u>イ</u> 加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業	
清算事務所の所長、次長及び経営課長	
<u>ウ</u> (略)	<u>イ</u> (略)

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英 世

新潟県規則第41号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号(以下「移動款等」という。) に対応する同表の改正後の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号(以下「移動後款等」 という。)が存在する場合には当該移動款等を当該移動後款等とし、移動款等に対応する移動後款等が存在しない 場合には当該移動款等(以下「削除款等」という。)を削り、移動後款等に対応する移動款等が存在しない場合に は当該移動後款等(以下「追加款等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(款、条、項及び号の表示並びに削除款等を除く。以下「改正部分」 という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(款、条、項及び号の表示並びに追加款等を除く。 以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改 正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該 改工

正後部分を加える。	
改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 地域機関	第3章 地域機関
第1節・第2節 (略)	第1節・第2節 (略)
第3節 その他の機関	第3節 その他の機関
第1款~第5款 (略)	第1款~第5款 (略)
第5款の2及び第5款の3 削除	第5款の2 削除
	第5款の3 愛鳥センター紫雲寺さえずりの
	<u>里</u>
第5款の4~第14款 (略)	第5款の4~第14款 (略)
第15款から第19款まで 削除	第15款及び第16款 削除
	第17款 コロニーにいがた白岩の里
	第18款及び第19款 削除
第20款 (略)	第20款 (略)
第21款 女性相談支援センター	第21款 女性福祉相談所
第22款~第40款 (略)	第22款~第40款 (略)
第4章・第5章 (略)	第4章・第5章 (略)
附則	附則
(福祉保健部)	(福祉保健部)
第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、	第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、
係及び班を置く。	係及び班を置く。

福祉保健総務課 • 国保 • 福祉指導課 (略) 地域医療政策課

医療指導係 魚沼班 県央班 医療企画班 地 域医療整備室

感染症対策·薬務課

感染症対策班 薬務係 薬事指導係

医師・看護職員確保対策課~障害福祉課 (略) こども家庭課

保育支援係 家庭福祉係 児童福祉係 政策室

福祉保健総務課 • 国保 • 福祉指導課 地域医療政策課

医療指導係 魚沼班 県央班 地域医療整備室

感染症対策·薬務課

新型コロナウイルス感染症対策班 感染症対策 係 薬務係 薬事指導係

医師 • 看護職員確保対策課~障害福祉課 (略) 子ども家庭課

保育支援係 家庭福祉係 児童福祉係 子ども 政策室

(産業労働部)

産業政策課~創業・イノベーション推進課 (略) 産業立地課

立地推進係 電源地域振興係

しごと定住促進課・雇用能力開発課 (略)

(十木部)

監理課~砂防課 (略)

都市政策課

都市行政係 広域都市政策班 都市計画係 盛 土対策係

都市整備課・建築住宅課 (略)

下水道課

管理調整係 流域下水道班 公共下水道係 営繕課 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(分掌事務)

はセンターに置く室及び課に置くセンターを除 く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局・総務部 (略)

環境局

環境政策課 (略)

環境対策課

(1)~(14) (略)

(15) (略)

資源循環推進課 (略)

防災局 (略)

福祉保健部

福祉保健総務課~障害福祉課 (略)

こども家庭課

- (1)~(6) (略)
- (7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する事 項
- $(8) \cdot (9)$ (略)
- (10) 女性相談支援センター及びあかしや寮に関 する事項
- (11) · (12) (略)

産業労働部・観光文化スポーツ部 (略) 農林水産部

農業総務課~漁港課 (略) 林政課

(1)~(12) (略)

(産業労働部)

第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を │第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を 置く。

> 産業政策課~創業・イノベーション推進課 (略) 産業立地課

計画調査班 立地推進班 電源地域振興係 しごと定住促進課・雇用能力開発課 (略)

(土木部)

第6条の10 土木部に次の課、室、係及び班を置く。| 第6条の10 土木部に次の課、室、係及び班を置く。 監理課~砂防課 (略)

都市政策課

都市行政係 広域都市政策班 都市計画係

都市整備課・建築住宅課 (略)

下水道課

管理調整係 流域下水道係 公共下水道係 営繕課 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又 | 第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又) はセンターに置く室及び課に置くセンターを除 く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局・総務部 (略)

環境局

環境政策課 (略)

環境対策課

- (1)~(14) (略)
- (15) 愛鳥センター紫雲寺さえずりの里に関する 事項
- (16) (略)

資源循環推進課 (略)

防災局 (略)

福祉保健部

福祉保健総務課~障害福祉課 (略)

子ども家庭課

- (1)~(6) (略)
- (7) 婦人保護に関する事項
- $(8) \cdot (9)$ (略)
- (10) 女性福祉相談所及びあかしや寮に関する事 項
- (11) (12) (略)

産業労働部・観光文化スポーツ部 (略) 農林水産部

農業総務課~漁港課 (略)

林政課

- (1)~(12) (略)
- (13) 林業土木工事の検査に関する事項

(13) (略)

治山課

(1)~(10) (略)

(11) 林業土木工事の検査に関する事項

農地部~出納局 (略)

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)

 $2 \sim 10$ (略)

11 第1項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局 設置条例別表第10所掌事務の欄に掲げる事務につ いての所管区域は、次のとおりである。

(略)

12 (略)

のとおり巻農業振興部、新津地域整備部、砂防事 務所、地区振興事務所及び港湾事務所を置く。

位置 担当区域 名 称 (略)

上越地域振興 (略) 港湾法による直江津 局直江津港湾 港港湾区域並びに同 事務所 港臨港地区及び同港 港湾隣接地域の区域

漁港及び漁場の整 備等に関する法律

(昭和25年法律第 137号)による名立漁

港区域

14 新潟地域振興局の新潟県地域振興局設置条例別 表第10所掌事務の欄に掲げる事務の一部の分掌に ついては、前項の規定にかかわらず、次のとおり とする。

(略)

15~17 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係 を置く。

 $(1) \sim (7)$ (略)

(8) 十日町地域振興局

健康福祉部·農業振興部 (略)

地域整備部

総務課

業務課

業務係

用地・行政課

維持管理課~治水課 (略)

(9)~(11) (略)

(12) 佐渡地域振興局

健康福祉環境部·農林水産振興部 (略) (14) (略)

治山課

(1)~(10) (略)

農地部~出納局 (略)

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)

 $2 \sim 10$ (略)

11 第1項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局 設置条例別表第9所掌事務の欄に掲げる事務につ いての所管区域は、次のとおりである。

(略)

12 (略)

13 地域振興局の事務の一部を分掌させるため、次 13 地域振興局の事務の一部を分掌させるため、次 のとおり巻農業振興部、新津地域整備部、砂防事 務所、地区振興事務所及び港湾事務所を置く。

> 位置 担当区域 名 称 (略)

上越地域振興 (略) 港湾法による直江津 局直江津港湾 港港湾区域並びに同 事務所 港臨港地区及び同港 港湾隣接地域の区域

> 漁港漁場整備法に よる名立漁港区域

| 14 新潟地域振興局の新潟県地域振興局設置条例別 表第9所掌事務の欄に掲げる事務の一部の分掌に ついては、前項の規定にかかわらず、次のとおり とする。

(略)

15~17 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係 を置く。

 $(1) \sim (7)$ (略)

(8) 十日町地域振興局

健康福祉部・農業振興部 (略)

地域整備部

総務課

業務課

業務係 行政係

用地課

維持管理課~治水課 (略)

(9)~(11) (略)

(12) 佐渡地域振興局

健康福祉環境部 · 農林水産振興部 (略) 地域整備部

総務課~建築課 (略)

業務・空港用地課 (略)

港湾課~県民サービスセンター (略)

 $2 \sim 12$ (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌 事務は、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉環境部

庶務課・企画調整課 (略)

地域福祉課

(1)~(9) (略)

(10) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する</u> 事業に関する事項

(11)~(16) (略)

地域保健課~生活衛生課 (略)

環境センター (略)

児童・障害者相談センター〜地域整備部 (略)

 $3 \sim 7$ (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、第 24項から第26項までに規定するもののほか、次の とおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)

地域整備部

総務課 (略)

業務課

第6項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 用地・行政課

<u>第4項</u>に規定する<u>地域整備部用地・行政課</u>の分 掌事務

維持管理課~治水課 (略)

9~11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部・農林水産振興部 (略) 地域整備部

総務課~建築課 (略)

業務・空港用地課

- (1) 庁舎管理に関する事項 (<u>地域整備部業務・空</u> <u>港用地課</u>が設置されている庁舎に限る。)
- $(2) \sim (7)$ (略)
- (8) 佐渡空港の管理及び工事の執行に関する事項
- (9) <u>佐渡空港に係る土地等の収用、使用、買収及</u> び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償 に関する事項

地域整備部

総務課~建築課 (略)

港湾空港業務課 (略)

空港用地課

港湾課~県民サービスセンター (略)

 $2 \sim 12$ (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌 事務は、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉環境部

庶務課・企画調整課 (略)

地域福祉課

(1)~(9) (略)

(10) 婦人保護事業に関する事項

(11)~(16) (略)

地域保健課~生活衛生課 (略)

環境センター (略)

児童・障害者相談センター〜地域整備部 (略)

 $3 \sim 7$ (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、第 24項から第26項までに規定するもののほか、次の とおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)

地域整備部

総務課 (略)

業務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

維持管理課~治水課 (略)

9~11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部・農林水産振興部 (略) 地域整備部

総務課~建築課 (略)

港湾空港業務課

- (1) 庁舎管理に関する事項(地域整備部港湾空港業務課が設置されている庁舎に限る。)
- (2)~(7) (略)

港湾課~県民サービスセンター (略)

13~26 (略)

第76条 (略)

第5款の2及び第5款の3 削除

<u>第76条の2から第76条の5まで</u> 削除

空港用地課

- (1) 佐渡空港の管理及び工事の執行に関する事項
- (2) <u>佐渡空港に係る土地等の収用、使用、買収及</u> び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償 に関する事項

港湾課~県民サービスセンター (略)

 $13\sim26$ (略)

第76条 (略)

第5款の2 削除

第76条の2及び第76条の3 削除

第5款の3愛鳥センター紫雲寺さえずりの里

(設置)

第76条の4 <u>鳥獣保護思想の普及及び啓発を図り、</u> 自然とのふれあいの場を確保するため、愛鳥セン ター紫雲寺さえずりの里を新発田市に置く。

(分掌事務)

- 第76条の5愛鳥センター紫雲寺さえずりの里の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) <u>野生鳥獣についての知識の普及及び保護思想</u> の啓発に関する事項
 - (2) 野生鳥獣保護のための指導者養成に関する事項
 - (3) 野生傷病鳥獣の保護及び治療に関する事項

(設置)

第81条 児童、身体障害者、知的障害者、保護を要する女子及び配偶者からの暴力を受けた者に関する総合的かつ高度な相談、判定、指導等を行うとともに、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び女性福祉相談所の業務に関する指導及び調整を行うため、中央福祉相談センターを新潟市に置く。

(組織)

第82条 中央福祉相談センターに次の課、係及び班を置く。

総務課~保護・支援課 (略)

(分掌事務)

(設置)

第81条 児童、<u>障害者、困難な問題を抱える女性</u>及び配偶者からの暴力を受けた者に関する総合的かつ高度な相談、判定、指導等を行うとともに、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び<u>女性相談支援センター</u>の業務に関する指導及び調整を行うため、中央福祉相談センターを新潟市に置く。

(組織)

第82条 中央福祉相談センターに次の課<u>、</u>室、係及び班を置く。

総務課~保護·支援課 (略) 障害者相談支援室

(分掌事務)

第83条 中央福祉相談センターの課及び室の分掌事 | 第83条 中央福祉相談センターの課の分掌事務は、 務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) (2) (略)
- (3) 中央児童相談所、中央身体障害者更生相談所、 中央知的障害者更生相談所、女性相談支援セン ター及びあかしや寮の庶務及び会計に関する事 項
- (4) (略)

企画指導課

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴 力を受けた者の援助に関する事項(相談判定課 及び保護・支援課の所管に属する事項を除く。)
- (5) 福祉相談に関する研究、研修及び企画調整に 関する事項(障害者相談支援室の所管に属する 事項を除く。)
- (6) 各種調査統計に関する事項(障害者相談支援 室の所管に属する事項を除く。)

相談判定課

- (1) 児童、身体障害者、知的障害者、困難な問題 を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者 の相談に関する事項(保護・支援課及び障害者 相談支援室の所管に属する事項を除く。)
- $(2) \cdot (3)$ (略)
- (4) 身体障害者の心理学的及び職能的判定に関す る事項
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 児童、身体障害者及び知的障害者の心理学的 及び精神医学的治療に関する事項
- (8) 困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴 力を受けた者の医学的又は心理学的な援助に関 する事項

保護·支援課

- (1) (略)
- (2) 困難な問題を抱える女性の一時保護に関する 事項
- (3) (略)
- (4) 困難な問題を抱える女性の自立生活の促進に 関する情報提供に関する事項
- (5) 配偶者からの暴力を受けた者の自立生活の促

次のとおりとする。

総務課

- $(1) \cdot (2)$ (略)
- (3) 中央児童相談所、中央身体障害者更生相談所、 中央知的障害者更生相談所、女性福祉相談所及 びあかしや寮の庶務及び会計に関する事項
- (4) (略)

企画指導課

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 身体障害者に関する専門的な指導に関する事
- (5) 身体障害者福祉に関する専門的相談指導の技 術的援助及び助言に関する事項
- (6) 知的障害者の指導に関する事項
- (7) 保護を要する女子の調査及び援助に関する事 項(保護・支援課の所管に属する事項を除く。)
- (8) 福祉相談に関する研究、研修及び企画調整に 関する事項
- (9) 各種調査統計に関する事項

相談判定課

- (1) 児童、身体障害者、知的障害者、保護を要す る女子及び配偶者からの暴力を受けた者の相談 に関する事項(保護・支援課の所管に属する事 項を除く。)
- (2) (3) (略)
- (4) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判 定に関する事項
- (5) 身体障害者手帳の交付に関する事項
- <u>(6)</u> (略)
- (7) (略)
- (8) 保護を要する女子の医学的、心理学的及び職 能的判定に関する事項
- (9) 児童、身体障害者、知的障害者及び保護を要 する女子の心理学的及び精神医学的治療に関す
- (10) 配偶者からの暴力を受けた者の医学的又は 心理学的な援助及び自立支援のための援助に関 する事項

保護·支援課

- (1) (略)
- (2) 保護を要する女子の一時保護に関する事項
- (3) (略)
- (4) 配偶者からの暴力を受けた者の自立生活の促

進及び保護命令に関する情報提供に関する事項

(6) (略)

- (7) 困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者の援助に関する事項(相談判定課の所管に属する事項を除き、夜間、休日等に行うものに限る。)
- (8) 児童、困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項(夜間、休日等に行うものに限る。)

障害者相談支援室

- (1) 身体障害者及び知的障害者の専門的な知識及 び技術を必要とする相談並びに指導に関する事 項
- (2) 身体障害者の医学的判定に関する事項
- (3) 身体障害者手帳の交付に関する事項
- (4) 身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関する 専門的な技術的援助及び助言に関する事項
- (5) 障害者の権利擁護に関する事項
- (6) 障害者の福祉に関する研究、企画及び調査に 関する事項
- (7) 障害者の専門的指導の研修の企画及び実施に 関する事項

第98条 (略)

第15款から第19款まで 削除

第99条から第109条まで 削除

進及び保護命令に関する情報提供<u>その他の援助</u> に関する事項

(5) (略)

- (6) <u>保護を要する女子の調査及び</u>援助に関する事項(夜間、休日等に行うものに限る。)
- (7) 児童、<u>保護を要する女子</u>及び配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項(夜間、休日等に行うものに限る。)

第98条 (略)

第15款及び第16款 削除

第99条から第102条まで 削除

第17款 コロニーにいがた白岩の里

(名称及び位置)

<u>第103条</u> <u>コロニーにいがた白岩の里の名称及び位置</u> <u>は、次のとおりである。</u>

名称位置コロニーにいがた白岩長岡市の里

(組織)

第104条コロニーにいがた白岩の里に次の部、課、室及び係を置く。

管理部

総務課

庶務係

診療室

企画相談室

児童部

成人部

高齢期更生部

重複更生部

社会復帰部

(分掌事務)

第105条 <u>コロニーにいがた白岩の里の部、課及び室</u> の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部

総務課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 施設及び設備の維持及び保全に関する事項
- (3) 給食に関する事項
- (4) 他部及び部内他室に属しない事項 診療室

診療に関する事項

企画相談室

- (1) 入所者の心理学的判定に関する事項
- (2) 知的障害者の入所及び退所の調整に関する事項
- (3) 入所者に関する専門的相談指導の技術的援助 及び助言に関する事項
- (4) 知的障害者の福祉に関する研究、企画及び調査に関する事項
- (5) 知的障害者の専門的指導の研修の企画及び実 施に関する事項

児童部

- (1) <u>最重度知的障害児の生活及び学習指導並びに</u> 治療訓練に関する事項
- (2) 最重度知的障害者の生活指導及び治療訓練に 関する事項(児童部において施設入所支援のサ ービスを受けている者に関する事項に限る。) 成人部

最重度知的障害者の生活指導及び治療訓練に関する事項(児童部において施設入所支援のサービスを受けている者に関する事項を除く。)

高齢期更生部

重・中・軽度高齢期知的障害者の更生に関する 指導及び訓練に関する事項

重複更生部

重・中・軽度知的障害者で、肢体不自由、盲、 ろうあ等の障害を有するものの更生に関する指導 及び訓練に関する事項

社会復帰部

中・軽度知的障害者の就労等自立に関する指導 及び訓練に関する事項

<u>第18款及び第19款</u> 削除

第106条から第109条まで 削除

第21款 女性相談支援センター

(名称及び位置)

第113条 女性相談支援センターの名称及び位置は、 次のとおりである。

位.

置

新潟県女性相談支援セ (略)

ンター

(分掌事務)

- 第114条 女性相談支援センターの分掌事務は、次の とおりとする。
 - (1) 困難な問題を抱える女性の相談に関する事項 (困難な問題を抱える女性への支援に関する法 律(令和4年法律第52号)の規定により女性相 談支援センターが行うものに限る。次号から第 4号までにおいて同じ。)
 - (2) 困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学 的な援助その他の必要な援助に関する事項
 - (3) 困難な問題を抱える女性の一時保護に関する
 - (4) 困難な問題を抱える女性の自立生活の促進に 関する情報提供に関する事項
 - (5) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する 事項(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護等に関する法律(平成13年法律第31号)の規 定により配偶者暴力相談支援センターが行うも のに限る。次号から第8号までにおいて同じ。)
 - (6) 配偶者からの暴力を受けた者の医学的又は心 理学的な援助その他の必要な援助に関する事項

(7) (略)

(8) 配偶者からの暴力を受けた者の自立生活の促 進及び保護命令に関する情報提供に関する事項

(分掌事務)

- 第116条 あかしや寮の分掌事務は、次のとおりとす 第116条 あかしや寮の分掌事務は、次のとおりとす る。
 - (1) 入所者の保護に関する事項
 - (2) 入所者の心身の健康の回復を図るための医学 的又は心理学的な援助及び自立の促進のための 生活の支援に関する事項
 - (3) 退所した者の相談その他の援助に関する事項

(組織及び分掌事務)

第21款 女性福祉相談所

(名称及び位置)

第113条 女性福祉相談所の名称及び位置は、次のと おりである。

称

位. (略)

置

新潟県女性福祉相談所

(分掌事務)

- 第114条 女性福祉相談所の分掌事務は、次のとおり とする。
 - (1) 保護を要する女子の相談に関する事項(売春 防止法 (昭和31年法律第118号) の規定により婦 人相談所が行うものに限る。次号から第5号ま でにおいて同じ。)
 - (2) 保護を要する女子の調査及び援助に関する事
 - (3) 保護を要する女子の医学的、心理学的及び職 能的判定に関する事項
 - (4) 保護を要する女子の心理学的及び精神医学的 治療に関する事項
 - (5) 保護を要する女子の一時保護に関する事項
 - (6) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する 事項(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護等に関する法律(平成13年法律第31号)の規 定により配偶者暴力相談支援センターが行うも のに限る。次号から第9号までにおいて同じ。)
 - (7) 配偶者からの暴力を受けた者の医学的又は心 理学的な指導及び自立支援のための援助に関す る事項

(8) (略)

(9) 配偶者からの暴力を受けた者の自立生活の促 進及び保護命令に関する情報提供その他の援助 に関する事項

(分掌事務)

- る。
 - (1) 収容者の保護に関する事項
 - (2) 収容者の問題の調査及び更生指導に関する事 項
 - (3) 収容者の生活指導及び職業指導に関する事項

(組織及び分掌事務)

を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) (2) (略)
- (3) 学芸企画課に属しない事項

学芸企画課 (略)

2 万代島美術館に業務課を置き、その分掌事務は、 次のとおりとする。

前項に規定する総務課及び学芸企画課の分掌事

(原子力安全調整監)

- 第165条の6 防災局に原子力安全調整監を置くこ とができる。
- 2 原子力安全調整監は、部長の命を受けて原子力 発電の安全対策に関する事務を処理するとともに 部長を補佐して原子力発電の安全対策に関する重 要事項の調整を行う。

(国際企画主幹等)

第170条の2 (略)

2 (略)

3 知事政策局国際課に韓国室長、ロシア室長、中 国室長及び東南アジア室長を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策 課、ICT推進課及び国際課、総務部行政改革課、 県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境 局環境政策課、防災局防災企画課、福祉保健部福 祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬 務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課、障害 福祉課及びこども家庭課、産業労働部産業政策課、 地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及 びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企 画課、国際観光推進課及び文化課、農林水産部農 業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、 農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、 都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局 下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興 課及び空港課に政策企画員を置く。

(工事検査監等)

第181条 林業土木、農業土木、土木 (港湾及び空港 を含む。)及び建築の事務及び工事の検査のため、 農林水産部治山課に林業土木工事検査監及び林業 土木工事検査員を、農地部農地管理課に農業土木 工事検査監及び農業土木工事検査員を、土木部技 術管理課に土木工事検査監、建築工事検査監、土 木工事検査員及び建築工事検査員を置く。

第131条の3 近代美術館に総務課及び学芸企画課 | 第131条の3 近代美術館に総務課及び学芸課を置 き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) (2) (略)
- (3) 学芸課に属しない事項

学芸課 (略)

2 万代島美術館に業務課を置き、その分掌事務は、 次のとおりとする。

前項に規定する総務課及び学芸課の分掌事務

(原子力安全広報監)

- 第165条の6 防災局に原子力安全広報監を置くこ とができる。
- 2 原子力安全広報監は、部長の命を受けて原子力 施設周辺地域の環境放射線等の広報に関する事務 を処理する。

(国際企画主幹等)

第170条の2 (略)

(略)

3 知事政策局国際課に韓国室長、ロシア室長及び 中国室長を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策 課、ICT推進課及び国際課、総務部行政改革課、 県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境 局環境政策課、防災局防災企画課、福祉保健部福 祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬 務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課、障害 福祉課及び子ども家庭課、産業労働部産業政策課、 地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及 びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企 画課、国際観光推進課及び文化課、農林水産部農 業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、 農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、 都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交 通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政 策企画員を置く。

(工事検査監等)

第181条 林業土木、農業土木、土木(港湾及び空港 を含む。)及び建築の事務及び工事の検査のため、 農林水産部林政課に林業土木工事検査監及び林業 土木工事検査員を、農地部農地管理課に農業土木 工事検査監及び農業土木工事検査員を、土木部技 術管理課に土木工事検査監、建築工事検査監、土 木工事検査員及び建築工事検査員を置く。

(参事等)

- 第182条 部、局、課、係及び班に、参事、技監、事 | 第182条 部、局、課、係及び班に、参事、技監、副 務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及 び主任を置くことができる。
- 2 参事、技監、事務専門幹、技術専門幹、副参事、 主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、部、 局、課、係及び班の事務を処理する。

(課内室の長等)

第184条 (略)

- 3 課内室に、参事、事務専門幹、技術専門幹、副 参事、主査及び主任を置くことができる。
- 4·5 (略)
- 6 参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、パス ポートセンター長代理、主席検査員、主査及び主 任は、上司の命を受けて室及びセンターの事務を 処理する。

(地域機関の長等)

第188条 (略)

- 2 3 (略)
- 4 地域振興局に副局長を置くことができる。
- 5 副局長は、地域振興局長の命を受けて地域振興 局の事務を処理するとともに地域振興局長を補佐 して地域振興局の重要事項の企画及び調整を行 <u>う。</u>

(次長)

- 第189条 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛 | 第189条 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛 生検査センター、病害虫防除所、家畜保健衛生所、 自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談 センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉セ ンター、新潟学園、工業技術総合研究所、労働相 談所及び流域下水道事務所に次長を置くことがで きる。
- 2 · 3 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2 · 3 (略)

- (略) 4
- 5 (略)
- 6 (略)

(参事等)

- 参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。
- 2 参事、技監、副参事、主査、専門員及び主任は、 上司の命を受けて、部、局、課、係及び班の事務 を処理する。

(課内室の長等)

第184条 (略)

- (略)
- 3 課内室に、参事、副参事、主査及び主任を置く ことができる。
- 4·5 (略)
- 6 参事、副参事、パスポートセンター長代理、主 席検査員、主査及び主任は、上司の命を受けて室 及びセンターの事務を処理する。

(地域機関の長)

第188条 (略)

2 · 3 (略)

(次長)

- 生検査センター、病害虫防除所、家畜保健衛生所、 自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談 センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉セ ンター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、 工業技術総合研究所、労働相談所及び流域下水道 事務所に次長を置くことができる。
- 2 · 3 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

- 2 · 3 (略)
- 4 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、 高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部に寮長
- 5 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、 高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部に副寮 長を置くことができる。
- <u>6</u> (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

7 各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、事 9 各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、寮 務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、 看護部長、看護師長、副看護師長、副校長及び鳥 獣被害対策統括調整監は、上司の命を受けてその 組織の事務を掌理し、又は処理する。

(主任准看護師)

第196条 はまぐみ小児療育センターに主任准看護師 を置くことができる。

(用地調整員)

第208条 村上地域振興局、新発田地域振興局、新潟 地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局 及び上越地域振興局の地域整備部の用地課、三条 地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局、 柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域 振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整 備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の 用地・行政課、長岡地域振興局地域整備部及び上 越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務 課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村 上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域 振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域 振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の 農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の 庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟 地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局 の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水 産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林 振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を 置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸 魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、 魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域 振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業 振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並 びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地 域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興 局農林水産振興部の農地庶務課及び村上地域振興 局の地域整備部の業務課、新発田地域振興局、新 潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興 局及び上越地域振興局の地域整備部の庶務課並び に三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域 振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び 佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新 津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興 事務所の用地・行政課に行政専門員を置くことが できる。

長、副寮長、事務長、事務長補佐、診療部長、科 部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長、 副校長及び鳥獣被害対策統括調整監は、上司の命 を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。

(主任准看護師)

第196条 コロニーにいがた白岩の里及びはまぐみ小 児療育センターに主任准看護師を置くことができ

(用地調整員)

第208条 村上地域振興局、新発田地域振興局、新潟 地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局、 十日町地域振興局及び上越地域振興局の地域整備 部の用地課、三条地域振興局、魚沼地域振興局、 柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域 振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整 備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の 用地・行政課、長岡地域振興局地域整備部及び上 越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務 課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村 上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域 振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域 振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の 農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の 庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟 地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局 の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水 産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林 振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を 置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸 魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、 魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域 振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業 振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並 びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地 域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興 局農林水産振興部の農地庶務課、村上地域振興局 及び十日町地域振興局の地域整備部の業務課、新 発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興 局、南魚沼地域振興局及び上越地域振興局の地域 整備部の庶務課並びに三条地域振興局、魚沼地域 振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び 佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新 津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興 事務所の用地・行政課に行政専門員を置くことが できる。

(課長代理等)

第211条 (略)

2 · 3 (略)

4 中央福祉相談センターの障害者相談支援室及び はまぐみ小児療育センターの療育支援室に室長代 理を置く。

5 (略)

(参事等)

- 第212条 地域機関及びその内部組織に、参事、事務 専門幹、技術専門幹、副参事、専門研究員、専門 学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員 及び主任学芸員を置くことができる。
- 2 参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、専門 研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、 主任研究員及び主任学芸員は、上司の命を受けて 担当事務を処理する。
- 第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に | 第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に 基づいて設置されている附属機関は、次のとおり である。

名 称 担任する事務 設置規定 (略)

新潟県国民 国民健康保険法(昭 (略) 健康保険審 和33年法律第192号) 第91条第1項の規定 查会 による保険給付に関 する処分(同法第9 条第2項及び第4項 の規定による求めに 対する処分を含む。) 又は保険料その他同 法の規定による徴収

に関する処分に対す

金 (拠出金を除く。)

る不服の審査

(略)

新潟県立近 (略)

代美術館協

議会

新潟県文化 文化芸術基本法(平 新潟県文化振 成13年法律第148号) 興条例(令和 審議会 第7条の2第1項に 6年新潟県条 規定する文化芸術の 例第29号)第

推進に関する計画そ 7条第1項 の他の文化の振興等 に関する重要事項の 調査審議及び文化の 振興等に関し必要な

事項についての意見

(課長代理等)

第211条 (略)

2 · 3 (略)

4 コロニーにいがた白岩の里の企画相談室及びは まぐみ小児療育センターの療育支援室に室長代理 を置く。

5 (略)

(参事等)

第212条 地域機関及びその内部組織に、参事、副参 事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門 員、主任、主任研究員及び主任学芸員を置くこと ができる。

2 参事、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、 主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員 は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

基づいて設置されている附属機関は、次のとおり である。

名 称 担任する事務 設置規定 (略)

新潟県国民 国民健康保険法(昭 (略) 健康保険審 和33年法律第192号)

查会 第91条第1項の規定

> による保険給付に関 する処分(被保険者 証の交付の請求又は 返還に関する処分を 含む。)又は保険料そ

の他同法の規定によ る徴収金(拠出金を 除く。)に関する処分

に対する不服の審査

(略)

新潟県立近 (略)

代美術館協

議会

陳述

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第213条の表新潟県国民健康保険審査会の項の改正は、 同年12月2日から施行する。 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第42号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則(昭和35年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等(以下「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。) が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合に は当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

第2条 この規則において「地域機関の長」とは、 新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号) 第3章に規定する地域機関(保健所、福祉事務所、 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者 更生相談所、<u>女性相談支援センター</u>、あかしや寮、 労働相談所及び農業普及指導センターを除く。)に

(地域機関の長への共通委任)

第3条 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。

(1) \sim (4) の 3 (略)

置く長をいう。

(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年人事委員会規則第8-55号)第24条第1項に規定する事由による休業及び職務専念義務の免除の承認等をすること(地域振興局長以外の地域機関の長の5日以上に係るもの(同規則)第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇に係るものを除く。)、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。)。

(5)の $2 \sim (9)$ (略)

(地域機関の長等への共通委任)

第3条の2 次に掲げる事務は、地域機関の長並びに保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>女性相談支援センター</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターの長(以下「地域機関の長等」という。)に委任する。

(定義)

第2条 この規則において「地域機関の長」とは、 新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号) 第3章に規定する地域機関(保健所、福祉事務所、 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者 更生相談所、<u>女性福祉相談所</u>、あかしや寮、労働 相談所及び農業普及指導センターを除く。)に置く 長をいう。

(地域機関の長への共通委任)

第3条 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。

(1) \sim (4) の 3 (略)

(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認等をすること(地域振興局長以外の地域機関の長の5日以上に係るもの(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年人事委員会規則第8-55号)第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇に係るものを除く。)、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。)。

(5) の $2 \sim (9)$ (略)

(地域機関の長等への共通委任)

第3条の2 次に掲げる事務は、地域機関の長並びに保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者 更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>女性福祉相談所</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターの長(以下「地域機関の長等」という。)に委任する。 (1)~(7) (略)

(地域振興局長への委任)

- 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。
 - (1)~(128) (略)
 - (129) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第6項(同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第87条の3第7項、第88条第6項及び第18項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。第257号において同じ。)の規定による地区編入の承認をすること。

 $(130) \sim (144)$ (略)

- (144)の2 土地改良法第87条の3第7項におい て準用する同法第5条第6項及び第7項の規定 により、地区編入の承認の申請をすること及び 同意を得ること。
- (145) · (146) (略)
- (147) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第5条第6項<u>及び第7項</u>の規定により、 地区編入の承認の申請をすること<u>及び同意を得</u>ること。
- (148) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画を変更した旨を公告し、縦覧に供すること (同法第88条第6項において準用する同法第48条第4項及び第6項に規定する軽微な変更等に係るものに限る。)。
- (148)の2 土地改良法第88条第18項において準用する同法第5条第6項及び第7項の規定により、地区編入の承認の申請をすること及び同意を得ること。

 $(149) \sim (544)$ (略)

2·3 (略)

- 4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚 沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)~(213) (略)
 - (214) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律(平成27年法律第53号)第8条の規 定により、必要な指導及び助言をすること(建 築基準法第6条第1項の規定による確認申請に 係る建築物のうちに、最高の高さが45メートル を超える建築物を除く。次号から第231号まで 及び第242号において同じ。)。
 - (215) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u> <u>関する法律</u>第12条第1項及び第2項の規定により、計画の判定をすること。
 - (216) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u> 関する法律第12条第3項から第5項までの規定

(1) \sim (7) (略)

(地域振興局長への委任)

- 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。
 - (1)~(128) (略)
 - (129) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第6項(同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第88条第6項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。第257号において同じ。)の規定による地区編入の承認をすること。

(130) \sim (144) (略)

(145) · (146) (略)

- (147) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第5条第6項の規定により、地区編入の変更の承認の申請をすること。
- (148) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画を変更した旨を公告し、縦覧に供すること。

 $(149) \sim (544)$ (略)

2 · 3 (略)

- 4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚 沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)~(213) (略)
 - (214) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律(平成27年法律第53号)第8条の規定 により、必要な指導及び助言をすること(建築 基準法第6条第1項の規定による確認申請に係 る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを 超える建築物を除く。次号から第231号まで及 び第242号において同じ。)。
 - (215) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第12条第1項及び第2項の規定により、 計画の判定をすること。
 - (216) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項から第5項までの規定に

- により、通知書を交付すること。
- (217) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u> <u>関する法律</u>第13条第2項及び第3項の規定により、計画の判定をすること。
- (218) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第13条第4項から第6項までの規定 により、通知書を交付すること。
- (219) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u> <u>関する法律</u>第14条第1項の規定により、必要な 措置をとるべきことを命ずること。
- (220) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第14条第2項の規定により、必要な 措置をとるべきことを要請すること。
- (221) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第15条第3項の規定により、計画の 写しを受理すること。
- (222) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第16条第1項の規定により、計画の 変更その他必要な措置をとるべきことを指示す ること。
- (223) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第16条第2項の規定により、指示に 係る措置をとるべきことを命ずること。
- (224) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u> <u>関する法律</u>第16条第3項の規定により、協議を 求めること。
- (225) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第17条第1項の規定により、必要な 報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (226) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u> <u>関する法律</u>第19条第1項の規定により、届出を 受理すること。
- (227) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第19条第2項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (228) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第19条第3項の規定により、指示に 係る措置をとるべきことを命ずること。
- (229) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第20条第2項の規定により、通知を 受理すること。
- (230) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第20条第3項の規定により、協議を 求めること。
- (231) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第21条第1項の規定により、必要な 報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (232) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u> <u>関する法律</u>第35条第1項(同法第36条第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定により、計

- より、通知書を交付すること。
- (217) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第13条第2項及び第3項の規定により、 計画の判定をすること。
- (218) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第13条第4項から第6項までの規定に より、通知書を交付すること。
- (219) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第14条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (220) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第14条第2項の規定により、必要な措 置をとるべきことを要請すること。
- (221) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第15条第3項の規定により、計画の写 しを受理すること。
- (222) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第16条第1項の規定により、計画の変 更その他必要な措置をとるべきことを指示する こと。
- (223) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第16条第2項の規定により、指示に係 る措置をとるべきことを命ずること。
- (224) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第16条第3項の規定により、協議を求 めること。
- (225) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第17条第1項の規定により、必要な報 告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (226) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第19条第1項の規定により、届出を受理すること。
- (227) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第19条第2項の規定により、計画の変 更その他必要な措置をとるべきことを指示する こと。
- (228) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 <u>する法律</u>第19条第3項の規定により、指示に係 る措置をとるべきことを命ずること。
- (229) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第20条第2項の規定により、通知を受 理すること。
- (230) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第20条第3項の規定により、協議を求めること。
- (231) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第21条第1項の規定により、必要な報 告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第35条第1項(同法第36条第2項にお いて準用する場合を含む。)の規定により、計画

画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項の特別興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。)又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。)。

- (233) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第35条第3項(同法第36条第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定により、計 画を建築主事に通知すること。
- (234) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第35条第4項(同法第36条第2項に おいて準用する場合を含む。)において準用する 建築基準法第18条第3項の規定による確認済証 の交付を受けること。
- (235) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第35条第4項(同法第36条第2項に おいて準用する場合を含む。)において準用する 建築基準法第18条第14項の規定による通知書の 交付を受けること。
- (236) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u> 関する法律第37条の規定により、認定建築主に 対し報告を求めること。
- (237) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u> <u>関する法律</u>第38条の規定により、必要な措置を 命ずること。
- (238) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第39条の規定により、計画の認定を 取り消すこと。
- (239) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第41条第2項の規定により、建築物 エネルギー消費性能基準に適合している旨の認 定をすること。
- (240) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第42条の規定により、建築物エネル ギー消費性能基準に適合している旨の認定を取 り消すこと。
- (241) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第43条第1項の規定により、必要な 報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (242) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第 5号) 第11条の規定により、書面を交付するこ と。
- (243) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u> 関する法律施行規則第29条の規定により、書面 を交付すること。

- の認定をすること(建築基準法第6条第1項の 規定による確認申請に係る建築物のうちに、最 高の高さが45メートルを超える建築物(同法第 85条第6項若しくは第7項の仮設興行場等、同 法第87条の3第6項の興行場等又は同条第7項 の特別興行場等(以下この号において単に「仮 設興行場等」という。)を除く。)又は仮設興行場 等のうち博覧会建築物が含まれる場合における 当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号 から第241号まで及び第243号において同じ。)。
- (233) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第35条第3項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画 を建築主事に通知すること。
- (234) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第35条第4項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建 築基準法第18条第3項の規定による確認済証の 交付を受けること。
- (235) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第35条第4項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建 築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。
- (236) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第37条の規定により、認定建築主に対 し報告を求めること。
- (237) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第38条の規定により、必要な措置を命ずること。
- (238) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第39条の規定により、計画の認定を取 り消すこと。
- (239) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第41条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定 をすること。
- (240) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第42条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り 消すこと。
- (241) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第43条第1項の規定により、必要な報 告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (242) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5 号) 第11条の規定により、書面を交付すること。
- (243) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律施行規則第29条の規定により、書面を 交付すること。

5~12 (略)

(はまぐみ小児療育センター所長への委任)

- 第6条の2 次に掲げる事務は、はまぐみ小児療育 センター所長に委任する。
 - (1)~(3) (略)
 - (4) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新 潟市条例第78号)第24条第5項、第67条第5項 又は第77条第4項の規定により、通所給付決定 保護者に対し、領収証を交付すること。
 - (5) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準に関する条例第25条(同条 例第71条及び第78条において準用する場合を含 む。)の規定により、通所利用者負担額合計額の 通知を行うこと。
 - (6) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準に関する条例第26条第1項 若しくは第2項(同条例第78条において準用す る場合を含む。)又は第68条第1項若しくは第2 項の規定により、通所給付決定保護者に対し、 障害児通所給付費等の額に係る通知等を行うこ と。
 - (7) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準に関する条例第38条又は第 70条(同条例第78条において準用する場合を含 む。)の規定により、運営規程を定めること。
 - (8) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及 び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条 例第79号)第55条第4項の規定により、入所給 付決定保護者に対し、領収証を交付すること。
 - (9) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及 び運営の基準に関する条例第56条第1項又は第 2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、 障害児入所給付費等の額に係る通知等を行うこ と。
 - (10) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備 及び運営の基準に関する条例第58条において準 用する同条例第15条第1項の規定により、入退 所の記録の記載を行うこと。
 - (11) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備 及び運営の基準に関する条例第58条において準 用する同条例第19条の規定により、入所利用者 負担額合計額の通知を行うこと。
 - (12) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備 及び運営の基準に関する条例第58条において準 用する同条例第35条の規定により、運営規程を 定めること。
 - (13) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24

5~12 (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

- 第6条の2 次に掲げる事務は、<u>コロニーにいがた</u> <u>白岩の里所長及び</u>はまぐみ小児療育センター所長 に委任する。
 - (1) \sim (3) (略)

- 年新潟市条例第80号)第104条第1項又は第2 項の規定により、入退所の記録の記載等を行う こと。
- (14) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例第105条 第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、 領収証を交付すること。
- (15) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例第108条 の規定により、運営規程を定めること。
- (16) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例第110条 において準用する同条例第24条第1項又は第2 項の規定により、支給決定障害者等に対し、介 護給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (17) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例第110条 において準用する同条例第30条の規定により、 支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によ つて介護給付費の支給を受け、又は受けようと したときに、意見を付してその旨を市町村に通 知すること。
- (18) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例第110条 において準用する同条例第93条の規定により、 協力医療機関を定めること。
- 2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里 所長に委任する。
 - (1) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の 人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚 生労働省令第16号)第14条第1項の規定により、 入退所の記録の記載を行うこと。
 - (2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の 人員、設備及び運営に関する基準第17条第5項 の規定により、入所給付決定保護者に対し、領 収証を交付すること。
 - (3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の 人員、設備及び運営に関する基準第18条の規定 により、入所利用者負担額合計額の通知を行う こと。
 - (4) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の 人員、設備及び運営に関する基準第19条第1項 又は第2項の規定により、入所給付決定保護者 に対し、障害児入所給付費の額に係る通知等を 行うこと。
 - (5) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の 人員、設備及び運営に関する基準第34条及び新 潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運 営等に関する基準を定める条例(平成30年新潟 県条例第23号)第5条の規定により、運営規程 を定めること。

- (6) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の 人員、設備及び運営に関する基準第39条第1項 又は第2項の規定により、協力医療機関等を定 めること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第119条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第120条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第123条及び新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第27号)第7条の規定により、運営規程を定めること。
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定障害福祉サー ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準第125条において準用する同令第23条第1項 又は第2項の規定により、支給決定障害者等に 対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定障害福祉サー ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準第125条において準用する同令第29条の規定 により、支給決定障害者等が偽りその他不正な 行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受 けようとしたときに、意見を付してその旨を市 町村に通知すること。
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定障害福祉サー ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準第125条において準用する同令第91条の規定 により、協力医療機関を定めること。
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定障害者支援施 設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18年厚生労働省令第172号)第8条第1項又は 第3項(同条第4項において準用する場合を含 む。)の規定により、契約支給量の報告等を行う こと。
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定障害者支援施 設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条

- 第5項の規定により、支給決定障害者に対し、 領収証を交付すること。
- (15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定障害者支援施 設等の人員、設備及び運営に関する基準第20条 第1項又は第2項の規定により、利用者負担額 合計額の報告及び通知を行うこと。
- (16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定障害者支援施 設等の人員、設備及び運営に関する基準第21条 第1項又は第2項の規定により、支給決定障害 者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行う こと。
- (17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定障害者支援施 設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条 の規定により、同条第1号又は第2号に該当す る場合に、意見を付してその旨を市町村に通知 すること。
- (18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定障害者支援施 設等の人員、設備及び運営に関する基準第41条 及び新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例(平成30年 新潟県条例第24号)第6条の規定により、運営 規程を定めること。
- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定障害者支援施 設等の人員、設備及び運営に関する基準第46条 第1項又は第2項の規定により、協力医療機関 等を定めること。
- <u>3</u> 次に掲げる事務は、はまぐみ小児療育センター 所長に委任する。
 - (1) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新 潟市条例第78号)第24条第5項、第67条第5項 又は第77条第4項の規定により、通所給付決定 保護者に対し、領収証を交付すること。
 - (2) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準に関する条例第25条(同条 例第71条及び第78条において準用する場合を含 む。)の規定により、通所利用者負担額合計額の 通知を行うこと。
 - (3) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準に関する条例第26条第1項 若しくは第2項(同条例第78条において準用す る場合を含む。)又は第68条第1項若しくは第2 項の規定により、通所給付決定保護者に対し、 障害児通所給付費等の額に係る通知等を行うこ と。
- (4) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、

- 設備及び運営の基準に関する条例第38条又は第70条(同条例第78条において準用する場合を含む。)の規定により、運営規程を定めること。
- (5) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及 び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条 例第79号)第55条第4項の規定により、入所給 付決定保護者に対し、領収証を交付すること。
- (6) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及 び運営の基準に関する条例第56条第1項又は第 2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、 障害児入所給付費等の額に係る通知等を行うこ と。
- (7) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及 び運営の基準に関する条例第58条において準用 する同条例第15条第1項の規定により、入退所 の記録の記載を行うこと。
- (8) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及 び運営の基準に関する条例第58条において準用 する同条例第19条の規定により、入所利用者負 担額合計額の通知を行うこと。
- (9) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及 び運営の基準に関する条例第58条において準用 する同条例第35条の規定により、運営規程を定 めること。
- (10) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24 年新潟市条例第80号)第104条第1項又は第2 項の規定により、入退所の記録の記載等を行う こと。
- (11) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例第105条 第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、 領収証を交付すること。
- (12) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例第108条 の規定により、運営規程を定めること。
- (13) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例第110条 において準用する同条例第24条第1項又は第2 項の規定により、支給決定障害者等に対し、介 護給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (14) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例第110条 において準用する同条例第30条の規定により、 支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようと したときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- (15) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営の基準に関する条例第110条 において準用する同条例第93条の規定により、

(女性相談支援センター所長への委任)

- ター所長に委任する。
 - (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法 律(令和4年法律第52号)第12条第1項の規定 による女性自立支援施設への入所保護を行うこ ے ج
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律(平成13年法律第31号)第5条の 規定による女性自立支援施設への保護を行うこ と。

(児童相談所長への委任)

- 第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任す る。
 - $(1) \sim (17)$ (略)
 - (17)の2 児童福祉法第56条第3項の規定によ り、書類の閲覧等を求めること(同条第1項及 び第2項に係るものに限る。)。

(18) \sim (29) (略)

- (30) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等 の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年 厚生労働省令第16号) 第14条第2項(同令第57 条において準用する場合を含む。)の規定による 報告を受理すること。
- $(31) \sim (39)$ (略)

(保健所長への委任)

- 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 $(1) \sim (9)$ の 4 (略)
 - (9)の5 医療法第6条の3第8項の規定により、 報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させ ることを命ずること。
 - (9) の $6 \sim (95)$ の 3 (略)
 - (95)の4 精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第38条の3第1項の規定により、精神医療 審査会に審査(同法第29条第1項の規定による 入院措置時の入院の必要性に関する審査に限 る。)を求めること。

(96) \sim (98) の 2 (略)

(98)の3 精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第40条の5第1項の規定により、精神科病 院の管理者に対し報告を求め、若しくは帳簿書 類の提出等を命じ、当該職員若しくは精神保健 指定医に立入検査若しくは質問をさせ、又は精 神保健指定医に、精神科病院に立ち入り、入院 中の者を診察させること。

(98)の4 (略)

 $(98) \odot 5$ (略) 協力医療機関を定めること。

(女性福祉相談所長への委任)

- 第6条の3 次に掲げる事務は、女性相談支援セン│第6条の3 次に掲げる事務は、女性福祉相談所長 に委任する。
 - (1) 売春防止法 (昭和31年法律第118号) 第36条 の規定による婦人保護施設への収容保護を行う こと。
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律(平成13年法律第31号)第5条の 規定による婦人保護施設への保護を行うこと。

(児童相談所長への委任)

- 第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任す る。
 - $(1) \sim (17)$ (略)
 - (17)の2 児童福祉法第56条第4項の規定によ り、書類の閲覧等を求めること(同条第1項及 び第2項に係るものに限る。)。
 - (18) \sim (29) (略)
 - (30) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等 の人員、設備及び運営に関する基準第14条第2 項(同令第57条において準用する場合を含む。) の規定による報告を受理すること。

(31)~(39) (略)

(保健所長への委任)

- 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 $(1) \sim (9)$ の 4 (略)
 - (9)の5 医療法第6条の3第6項の規定により、 報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させ ることを命ずること。
 - (9) の $6 \sim (95)$ の 3 (略)

(96) \sim (98) の 2 (略)

(98)の3 (略) $(98) \bigcirc 4$ (略) (98)の6 (略)

(98)の7 (略)

(98)の8 (略)

(99) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第47条第1項の規定による医師の指定をするこ と。

(99) の $2 \sim (271)$ (略)

- 2 (略)
- 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚 沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。
 - (1) 大麻草の栽培の規制に関する法律 (昭和23年 法律第124号) 第21条第1項の規定により、大 麻草栽培者 その他の関係者から必要な報告を求 め、又は職員に立入検査若しくは収去をさせる こと。
 - (1)の2 新潟県大麻草の栽培の規制に関する法 <u>律施行条例</u>(平成12年新潟県条例第20号)<u>第4</u> <u>条</u>の規定により、必要な措置を講ずべきことを 命ずること。
 - (1)の3 <u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法</u> <u>律施行条例第5条</u>の規定により、栽培地の構造 設備の改善を命じ、又は栽培地の使用を禁止す ること。

(2)~(21) (略)

(98)の5 (略)

(98)の6 (略)

(98)の7 (略)

(99) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第47条の規定による医師の指定をすること。

(99) の $2 \sim (271)$ (略)

- 2 (略)
- 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚 沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。
 - (1) 大麻取締法 (昭和23年法律第124号) 第21条 第1項の規定により、大麻取扱者その他の関係 者から必要な報告を求め、又は職員に立入検査 若しくは収去をさせること。
 - (1)の2 新潟県大麻取締法施行条例 (平成12年 新潟県条例第20号) 第7条の規定により、大麻 の保管又は廃棄の方法の変更その他必要な措置 を講ずべきことを命ずること。
 - (1)の3 新潟県大麻取締法施行条例第8条の規 定により、栽培地等の構造設備の改善を命じ、 又は栽培地等の使用を禁止すること。

(2)~(21) (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項の改正は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日から施行する。

訓令

◎新潟県訓令第11号

本庁地域機関

新潟県現場事務所等設置規程(昭和36年4月新潟県訓令第12号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

	1 1/3000 3110 4010	HI-73 C WHIC DO				
改	正	後		改	正	前
新潟県行政組織規	則第5条の2の規	見定に基づき、	新潟県行政	汝組織規則	第5条の2	の規定に基づき、
次のとおり現場事務	所等を設置する。		次のとおりも	見場事務所	等を設置する	る。
(1) 本庁関係のもの			(1) 本庁関係	系のもの		
名 称	位	置	名	称	位	置
(略)			(略)			
総務部法務文書課	歴 (略)		総務部法務	务文書課歴	(略)	
史公文書室			史公文書等	室		
環境局環境対策課	愛 新発田市藤塚	於浜海老池				
鳥センター紫雲寺	<u>さ</u>					
<u>えずりの里</u>						
(略)			(略)			
(2) (略)			(2) (略)			

◎新潟県訓令第12号

福祉保健部生活衛生課 地 域 振 興 局 中央福祉相談センター

地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程(平成16年3月新潟県訓令第20号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(兼務)	(兼務)
第1条 (略)	第1条 (略)
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)
6 中央福祉相談センターの事務を命ぜられた職員	6 中央福祉相談センターの事務を命ぜられた職員
は、中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者	は、中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者
更生相談所、中央児童相談所、女性相談支援セン	更生相談所、中央児童相談所、 <u>女性福祉相談所</u> 及
<u>ター</u> 及びあかしや寮に兼務を命ぜられたものとす	びあかしや寮に兼務を命ぜられたものとする。
る。	

◎新潟県訓令第13号

 本
 庁

 地 域 機 関

新潟県事務決裁規程(昭和35年3月新潟県訓令第8号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。ただし、別表第4環境局環境対策課の部の改正(課長専決事項の欄中第45号の2及び第52号の2から第52号の6までを加える改正を除く。)は令和6年7月1日から、同表福祉保健部感染症・薬務課の部の改正(課長専決事項の欄中第2号の改正を除く。)は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「移動別表号」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「移動後別表号」という。)が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号(以下「削除別表号」という。)を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号(以下「追加別表号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後

(危機管理監の専決事項)

第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。

(1) • (2) (略)

(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等 に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第 1項の部分休業(以下「部分休業」という。)、 修学部分休業、高齢者部分休業、職員の勤務時 間及び休暇等に関する規則(平成7年人事委員 会規則第8-55号) 第24条第1項に規定する事 由による休業及び職務専念義務の免除(結核性 疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及 び知事が指定する団体等の地位との兼職に係る ものを除く。以下この号、次条及び第4条の5 において「休暇等」という。)並びに副危機管理 監の5日以上の休暇等(同規則第15条第1項第 13号に掲げる場合における休暇(以下「夏季休 暇」という。)を除き、研修及び兼職の場合にあ つては、4日以内のものを含む。)の承認等をす ること(研修及び兼職の場合にあつては、総務 部長及び人事課長に合議すること。)。

 $(4) \sim (6)$ (略)

(原子力安全調整監の専決事項)

第4条の11 次に掲げる事項は、<u>原子力安全調整監</u>が専決するものとする。

(危機管理監の専決事項)

改

第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。

正

前

(1) • (2) (略)

(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等 に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第 1項の部分休業(以下「部分休業」という。)、 修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義 務の免除(結核性疾病に係るもののうち1日を 単位とするもの及び知事が指定する団体等の地 位との兼職に係るものを除く。以下この号、次 条及び第4条の5において「休暇等」という。) 並びに副危機管理監の5日以上の休暇等(職員 の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年 人事委員会規則第8-55号)第15条第1項第13 号に掲げる場合における休暇(以下「夏季休暇」 という。)を除き、研修及び兼職の場合にあつて は、4日以内のものを含む。)の承認等をするこ と(研修及び兼職の場合にあつては、総務部長 及び人事課長に合議すること。)。

 $(4) \sim (6)$ (略)

(原子力安全広報監の専決事項)

第4条の11 次に掲げる事項は、<u>原子力安全広報監</u>が専決するものとする。

- (1) 原子力安全調整監の旅行(5日以上の旅行を除く。次号において同じ。)の命令をすること。
- (2) 原子力安全調整監の旅行の復命を受けること。
- (3) <u>原子力安全調整監</u>の休暇等の承認等をすること。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による<u>原</u> 子力安全調整監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定に よる<u>原子力安全調整監</u>の代休日の指定を行うこ と。
- (6) <u>原子力安全調整監</u>の当直勤務の命令をすること。

(部参事の専決事項)

- 第5条の8 次に掲げる事項は、<u>部</u>に置かれる参事 (課長を兼ねる職員を除く。以下「<u>部参事</u>」とい う。)が専決するものとする。
 - (1) <u>部参事</u>の旅行 (5日以上の旅行を除く。次号 において同じ。)の命令をすること。
 - (2) 部参事の旅行の復命を受けること。
 - (3) 部参事の休暇等の承認等をすること。
 - (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による<u>部</u> 参事の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り 変更を行うこと。
 - (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定に よる部参事の代休日の指定を行うこと。
 - (6) <u>部参事</u>の当直勤務の命令をすること。

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

- (1)~(10) (略)
- (11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。) の旅行並びに参与、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全調整監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参与、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全調整監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び<u>部参事</u>の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第24条第1項に規定する事由による休業</u>及び職務専念義務の免除(結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との

- (1) 原子力安全広報監の旅行(5日以上の旅行を除く。次号において同じ。)の命令をすること。
- (2) 原子力安全広報監の旅行の復命を受けること。
- (3) 原子力安全広報監の休暇等の承認等をすること。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による<u>原</u> 子力安全広報監の週休日の振替又は半日勤務時 間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定に よる<u>原子力安全広報監</u>の代休日の指定を行うこ と。
- (6) <u>原子力安全広報監</u>の当直勤務の命令をすること。

(総務部参事の専決事項)

- 第5条の8 次に掲げる事項は、<u>総務部</u>に置かれる 参事(課長を兼ねる職員を除く。以下「<u>総務部参</u> 事」という。)が専決するものとする。
 - (1) 総務部参事の旅行(5日以上の旅行を除く。 次号において同じ。)の命令をすること。
 - (2) 総務部参事の旅行の復命を受けること。
 - (3) 総務部参事の休暇等の承認等をすること。
 - (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による<u>総務部参事</u>の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
 - (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定に よる総務部参事の代休日の指定を行うこと。
 - (6) 総務部参事の当直勤務の命令をすること。

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

- (1)~(10) (略)
- (11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。) の旅行並びに参与、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び<u>総務部参</u>事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参与、都市局長、副部長、デジタル改革監、<u>原子力安全広報監</u>、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び<u>総務部参事</u>の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参与、都市局長、副部長、

兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。) 並びに参与、都市局長、副部長、デジタル改革 監、原子力安全調整監、新産業企画監、次長、 主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等 ・共同参画統括監、政策監及び<u>部参事</u>の5日以 上の休暇等(夏季休暇を除き、研修及び兼職の 場合にあつては、4日以内のものを含む。)の承 認等をすること(研修及び兼職の場合にあつて は、総務部長及び人事課長に合議すること。)。

 $(14) \sim (21)$ (略)

別表第4 (第6条関係)

(略)

環境局

(略)

境対策課	
局長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)~(45) (略)
	(45)の2 自然公園法
	第16条の7第3項に
	おいて準用する同法
	第16条の5第1項の
	規定により、利用拠
	点整備改善計画の認
	定を取り消すこと。
	$(46) \sim (52)$ (略)
	(52)の2 自然公園法
	第38条第2項の規定
	により、生態系維持
	回復事業計画を定め
	<u>ること。</u>
	(52)の3 自然公園法
	第39条第2項の規定
	により、国立公園に
	おける生態系維持回
	復事業を行うこと。
	(52)の4 自然公園法
	第41条第1項の規定
	により、国定公園に
	おける生態系維持回
	復事業を行うこと。
	(52)の5 自然公園法
	第41条第4項におい
	て準用する同法第40
	条の規定により、生
	態系維持回復事業の
	認定を取り消すこ
	<u> </u>
	(52)の6 自然公園法
	第42条の6第1項の

デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び終務部参事の5日以上の休暇等(夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。)の承認等をすること(研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。)。

 $(14) \sim (21)$ (略)

別表第4 (第6条関係)

(略)

環境局

(略)

局長専決事項	課長専決事項	
略)	(1)~(45)	(略)
	$(46) \sim (52)$	(略)

規定により、	自然体
験活動促進計	画の認
定を取り消す	こと。

- (53) \sim (56) (略)
- (57) 新潟県立自然公 園条例<u>第7条の3第</u> <u>1項</u>の規定により、 公園事業を<u>決定する</u> こと。
- (57)の2新潟県立自然公園条例第8条の2の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。
- (57)の3 新潟県立自 然公園条例第8条の 5第3項の規定によ り、公園事業の執行 の認可を取り消すこ と。
- (57)の4 新潟県立自 <u>然公園条例第8条の</u> 6第1項の規定により、原状回復を命じ、 又は必要な措置を執 るべき旨を命ずるこ と。
- (57)の5 新潟県立自然公園条例第8条の6第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。
- (57)の6 新潟県立自 然公園条例第8条の 10第1項の規定により、利用拠点整備改 善計画の認定を取り 消すこと。
- $(58) \sim (61)$ (略)
- (61)の2新潟県立自然公園条例第17条第1項の規定により、集団施設地区を指定すること。
- (62)新潟県立自然公園条例第18条の2第

- $(53) \sim (56)$ (略)
- (57) 新潟県立自然公園条例<u>第6条第2項</u>の規定により、公園事業を決定し、及び同条例第7条第2項の規定により、公園事業の廃止又は変更の決定をすること。

 $(58) \sim (61)$ (略)

生態系維持回復事業 計画を定めること。 (63) 新潟県立自然公 園条例第18条の3第 1項の規定により、 生態系維持回復事業 を行うこと。

1項の規定により、

- (64) 新潟県立自然公 園条例第18条の4の 規定により、生態系 維持回復事業の認定 を取り消すこと。
- (65) 新潟県立自然公 園条例第18条の9第 1項の規定により、 自然体験活動促進計 画の認定を取り消す こと。
- (66) 新潟県立自然公 園条例<u>第18条の11</u>の 規定により、風景地 保護協定の締結等を すること。
- (67) 新潟県立自然公 園条例<u>第18条の20</u>の 規定により、必要な 措置を執るべき旨を 命ずること。
- (68) 新潟県立自然公 園条例<u>第18条の21第</u> <u>1項</u>の規定により、 公園管理団体の指定 を取り消すこと。

<u>(69)</u> (略)

- (62) 新潟県立自然公 園条例<u>第18条の2</u>の 規定により、風景地 保護協定の締結等を すること。
- (63) 新潟県立自然公 園条例<u>第18条の11</u>の 規定により、必要な 措置を執るべき旨を 命ずること。
- (64) 新潟県立自然公 園条例<u>第18条の12第</u> <u>1項</u>の規定により、 公園管理団体の指定 を取り消すこと。
- (65) 新潟県立自然公 園条例第17条第1項 の規定により、集団 施設地区を指定する こと。
- (66) (略)
- (67) 新潟県立自然公 園条例施行規則(昭 和44年新潟県規則第 4号)第12条の規定 により、公園事業に 係る施設等の改善を 命ずること。
- (68) 新潟県立自然公 園条例施行規則第13 条第2項の規定によ り、公園事業の執行

1	
	$(70) \sim (77)$ (略)
	<u>(77)の2</u> 新潟県自然
	環境保全条例第20条
	の2第1項の規定に
	より、生態系維持回
	復事業計画を定める
	こと。
	 (77)の3 新潟県自然
	環境保全条例第20条
	の3第1項の規定に
	より、生態系維持回
	復事業を行うこと。
	(77)の4 新潟県自然
	環境保全条例第20条
	<u> </u>
	生態系維持回復事業
	の認定を取り消すこ
	<u> </u>
	$(78) \sim (109)$ (略)
(略)	

(略)

(略)

福祉保健部

(略)

福祉保健部

(略)

(略)

(#17)			
国保・福祉指導課			
部長専決事項	課長専決事項		
(略)	(1)~(17) (略)		

(FH)	
国保・福祉指導課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)~(17) (略) (17)の2 健康保険法 等の一部を改正する 法律(平成18年法律 第83号)附則第130 条の2第1項の規定 によりなおその効力 を有することとされ る同法第26条の規定 による改正前の介護 保険法(以下「旧介 護保険法」という。) 第113条の2第1項 の規定により、指定 介護療養型医療施設 の開設者に対し、勧 告すること。
	. '

の承認を取り消すこ (69) 新潟県立自然公 園条例施行規則第14 条の規定により、原 状回復を命じ、又は 必要な措置をとるべ き旨を命ずること。 (70)~(77) (略)

 $(78) \sim (109)$

(略)

	<u>(17)の2</u>	(略)
	$(18) \sim (27)$	(略)

(略)

(略)	
感染症対策・薬務課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) (略)
	(2) 感染症の予防及び
	感染症の患者に対す
	る医療に関する法律
	第38条第2項の規定
	により、第一種感染
	症指定医療機関、第
	二種感染症指定医療
	機関 <u>、第一種協定指</u>
	定医療機関、第二種
	協定指定医療機関及
	び結核指定医療機関
	を指定し、又は <u>同条</u>
	<u>第11項</u> の規定によ
	り、その指定を取り
	消すこと。
	$(3) \sim (32)$ (略)
	(33) <u>新潟県大麻草の</u>
	<u>栽培の規制に関する</u>
	<u>法律施行条例</u> (平成
	12年新潟県条例第20
	号) <u>第4条</u> の規定に
	より、必要な措置を
	講ずべきことを命ず
	ること。
	 (34) 新潟県大麻草の
	栽培の規制に関する
	法律施行条例第5条
	の規定により、栽培
	地の構造設備の改善
	を命じ、又は当該栽
	培地の使用を禁止す
	ること。

(略)

高齢福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1)~(11) (略)

(17)の3 旧介護保険 法第113条の2第3 項の規定により、指 定介護療養型医療施 設の開設者に対し、 措置をとるべきこと を命ずること。 (17)の4 (略) (18)~(27) (略)

(略)

(略)	
感染症対策・薬務課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) (8) (2) 感染症の予防及びする染症の関するのとの関するのとの関するののでは、 第38条第2項 一種関項 一種関 に 大変 を 大変
	(3)~(32) (略) (33) 新潟県大麻取締 法施行条例 (平成12 年新潟県条の別規定等の 等7条の別規定で変置を 大麻のの保のでは 大ののとのでである。 (34) 新名との 規定にといる (34) 新名との 規定により を はたいでは を はたいでは を はたいでは を はたいでは を はたいでは を はたいでは を はたいでは は を は を は を は を は を は を は を は を は を は

(略)

高齢福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1)~(11) (略)

				(11) Ø 2	旧介護保険
				<u></u> 法第114	条第1項の
				規定によ	り、指定介
				護療養型	世医療施設の
				指定を取	カり消し、又
				は指定の	全部若しく
				は一部の	効力を停止
				すること	- 0
	$(12) \sim (20)$	(略)		$(12) \sim (20)$	(略)
(略)	•		(略)		

(略)	
障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) • (2) (略)	$(1) \sim (5) $ の 2 (略)
(3) 精神保健及び精神	(5)の3 精神保健及
障害者福祉に関する	び精神障害者福祉に
法律第38条の7第2	関する法律第21条第
<u>項の規定により、入</u>	4項及び <u>第33条第3</u>
院中の者を退院させ	<u>項</u> の規定による精神
<u>ることを命ずること。</u>	科病院の <u>認定</u> をする
	こと。
	(5)の4 精神保健及
	び精神障害者福祉に
	関する法律 <u>第33条の</u>
	<u>6第1項</u> の規定によ
	る精神科病院の指定
	をすること。
	(5)の5 (略)
	(5)の6 精神保健及
	び精神障害者福祉に
	関する法律第38条の
	7第1項の規定によ
	り、改善計画の提出
	を求め、若しくは提
	出された改善計画の
	変更を命じ、又は必
	要な措置を採ること
	を命ずること。
	<u>(5)の7</u> (略)
	(5)の8 精神保健及
	び精神障害者福祉に
	関する法律第40条の
	6第1項の規定によ
	り、改善計画の提出
	を求め、若しくは提
	出された改善計画の
	変更を命じ、又は必
	要な措置を採ること
	を命ずること。
	(5)の9 精神保健及
	び精神障害者福祉に

(略) 障害福祉課 部長専決事項 (1)・(2) (略)	課長専決事項
部長専決事項	課長専決事項
	課長専決事項
(1) • (2) (略)	
	(1)~(5)の2 (略) (5)の3 精神保健及 び精神障害者福祉に 関する法律第21条第 4項及び <u>第33条第4</u> 項の規定による看精神 科病院の <u>指定</u> をする こと。 (5)の4 精神保健及 び精神障害者福祉に 関する法律 <u>第33条の</u> 7第1項の規定による精神科病院の指定 をすること。 (5)の5 (略)
	<u>(5)の6</u> (略)

関する法律第40条の 7の規定により、障 害者虐待の状況等を 公表すること。 (6)~(32) (略)

こども家庭課課長専決事項(略)(略)

(略)

農林水産部

農林水産部 (略)	
地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)~(4) (略)	(略)
<u>(5)</u> 農地法 <u>(昭和27年</u>	
<u>法律第229号)</u> 第38	
条第1項の規定によ	
り、農林水産省令で	
定める事項を公告	
し、及びその申請に	
係る農地の所有者等	
にこれを通知するこ	
と。	
(6) 農地法第39条(同 注第41条第 9 頁にお	
法 <u>第41条第2項</u> にお いて準用する場合を	
含む。)の規定によ	
り、農業委員会ネッ	
トワーク機構の意見	
を聴き、農地中間管	
理権又は利用権を設	
定すべき旨の裁定を	
すること。	
(7) 農地法第40条第1	
 項の規定により、裁	
定をした旨を <u>農地中</u>	
間管理機構及び当該	
裁定の申請に係る農	
<u>地</u> の所有者等に通知	
し、及びこれを公告	
すること。	

$(6) \sim (32)$	(略)

子ども家庭課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

(略)

農林水産部

(略)	
地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)~(4) (略)	(略)
(5) 農地法 (昭和27年	
法律第229号) 第36	
条第3項の規定によ	
り、所有権の移転等	
に係る調停案を作成	
<u>すること。</u>	
<u>(6)</u> 農地法第38条第1	
項の規定により、農	
林水産省令で定める	
事項を公告し、及び	
その申請に係る <u>遊休</u>	
農地の所有者等にこ	
れを通知すること。	
<u>(7)</u> 農地法第39条(同	
法 <u>第43条第2項</u> にお	
いて準用する場合を	
含む。)の規定によ	
り、農業委員会ネッ	
トワーク機構の意見	
を聴き、特定利用権	
を設定すべき旨の裁定をすること。	
圧をすること。	
(8) 農地法第40条第1	
項の規定により、裁	
定をした旨を当該裁	
定の申請をした者及	
び当該申請に係る遊	
休農地の所有者等に	
通知し、及びこれを	
公告すること。	
<u>(9)</u> 農地法第41条の規	

定による特定利用権

(8) 農地法第41条第3
項の規定により、裁
定をした旨を <u>農地中</u>
間管理機構(当該裁
定の申請に係る農地
の所有者等で知れて
いるものがあるとき
は、その者及び農地
中間管理機構)に通
知し、及びこれを公
告すること。

(9) (略)

<u>(10)</u> (略)

(略)

(哈)	
水産課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) \sim (5) (略)	$(1) \sim (12)$ (略)
(5)の2 漁業法第62	(13) 遊漁船業の適正
条第1項の規定によ	化に関する法律(昭
る海区漁場計画及び	和63年法律第99号)
同法第67条第1項の	<u>第20条</u> の規定によ
規定による内水面漁	り、必要な措置をと
場計画を定めるこ	るべきことを命ずる
<u>と。</u>	こと。
$(6) \sim (16)$ (略)	(14) 遊漁船業の適正
	化に関する法律 <u>第21</u>
	<u>条第1項</u> の規定によ
	り、登録を取り消し、
	又は事業の停止を命
	ずること。
	<u>(15)</u> 遊漁船業の適正
	化に関する法律第22
	条の規定により、利
	用者の安全及び利益
	に関する情報を公表
	<u>すること。</u>
	<u>(16)</u> 遊漁船業の適正
	化に関する法律 <u>第26</u>
	<u>条</u> の規定により、必
	要な措置をとるべき
	ことを命ずること。
	<u>(17)</u> 遊漁船業の適正
	化に関する法律 <u>第27</u>
	<u>条</u> の規定により、指
	定を取り消すこと。
	(18) <u>遊漁船業の適正</u>
	化に関する法律第29
	条の規定により、報

に係る賃貸借の解除
の承認をすること。
 (10) 農地法第41条第
3項の規定により、
裁定をした旨を当該
裁定の申請をした者
に通知し、及びこれ
を公告すること。

(11) (略) (12) (略)

<u>(12)</u> (略)	
(略)	
水産課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)~(5) (略) (6)~(16) (略)	(1)~(12) (略) (13) 遊漁船業の適正 化に関する法律第99号) 第18条の規定により、必きことを るべきことを こと。 (14) 遊漁船業の適正 化に関する法律第19 条第1項の規定により、登録を取り消し、 又は事業の停止を命ずること。
	(15) 遊漁船業の適正 化に関する法律 <u>第22</u> 条の規定により、必 要な措置をとるべき ことを命ずるこ。 (16) 遊漁船業の (16) 遊漁名法律 (17) で (16) が (16) が (17) が (17) が (17) が (18) が (18) が (19) で (19) で

告をさせ、又は職員
に立入検査をさせる
こと。
<u>(19)</u> (略)
(20) (略)

漁港課
部長専決事項
(1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第6条第1項、第3項又は第4項の規定による漁港の指定について意見を述べること。

- (2) 漁港及び漁場の整 備等に関する法律第 6条第5項又は第6 項の規定による漁港 の指定の変更又は取 消しについて意見を 述べること。
- (3) <u>漁港及び漁場の整</u> <u>備等に関する法律</u>第 37条第1項の規定に より、漁港施設の処 分について許可をす ること。 (4)~(6) (略)

課長専決事項 (1) 漁港及び漁場の整

- 1) <u>無港及の漁場の整</u> 備等に関する法律第 34条第3項の規定に より、漁港管理規程 について助言又は勧 告をすること。
- (2) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第1項の規定により、許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は同項の規定による措置を命ずること。
- (3) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第2項の規定により、危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置を命ずること。

(3) の $2 \sim (10)$ (略)

(略)

(略)

土木部

(略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) \sim (21) の 2 (略)
	(21)の3 建築物の工
	ネルギー消費性能の
	向上等に関する法律
	(平成27年法律第53
	号)第8条の規定に
	より、必要な指導及
	び助言をすること
	(地域振興局長に委
	任したものを除
	< 。)。
	(22)~(44) (略)

(略)

(17) (略) (18) (略)

漁港課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 漁港漁場整備法	(1) 漁港漁場整備法第
(昭和25年法律第	34条第3項の規定に
137号) 第6条第1	より、漁港管理規程
項、第3項又は第4	について助言又は勧
項の規定による漁港	告をすること。
の指定について意見	
を述べること。	(2) <u>漁港漁場整備法</u> 第
	39条の2第1項の規
(2) <u>漁港漁場整備法</u> 第	定により、許可の取
6条第5項又は第6	消し、効力の停止若
項の規定による漁港	しくは条件の変更又
の指定の変更又は取	は同項の規定による
消しについて意見を	措置を命ずること。
述べること。	
	(3) <u>漁港漁場整備法</u> 第
(3) 漁港漁場整備法第	39条の2第2項の規
37条第1項の規定に	定により、危害を防
より、漁港施設の処	止するために必要な
分について許可をす	施設の設置その他の
ること。	措置を命ずること。

(略)

 $(4) \sim (6)$

(略)

(略)

土木部

(略)

(哈)	
建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) \sim (21) の 2 (略)
	(21)の3 建築物の工
	ネルギー消費性能の
	向上に関する法律
	(平成27年法律第53
	号) 第8条の規定に
	より、必要な指導及
	び助言をすること
	(地域振興局長に委
	任したものを除
	<.).
	(22)~(44) (略)

 $(3) \bigcirc 2 \sim (10)$

(略)

(略)

別表第5 (第14条の2関係)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長 (水産振興担当) 専決事項

- (1) \sim (5) \mathcal{O} 13 (略)
- (5)の14 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年新潟県規則第59号)<u>第14条</u>の規定により、借受人に対し報告を求め、又は職員をして調査させること。
- (6) \sim (9) (略)
- (10) 遊漁船業の適正化に関する法律<u>第9条</u>の規定により、閲覧に供すること。
- (11) 遊漁船業の適正化に関する法律<u>第11条</u>の規 定により、登録を抹消すること。
- $(12) \sim (23)$ (略)

(略)

精神保健福祉センター所長専決事項

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第</u> 33条第9項の規定による届出を受理すること。
- (2) (略)
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38条の2第1項の規定による報告を受理すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38条の3第1項又は第38条の5第1項の規定により、精神医療審査会に審査 (同法第29条第1 項の規定による入院措置時の入院の必要性に関する審査を除く。)を求めること。
- (5) \sim (8) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1) 地域振興局の<u>副局長、</u>部長、副部長、次長等 の共通専決事項

専決権限を	専 決 事 項
有する者	
副局長	(1) 副局長の旅行(5日以上の旅行を除く。次号において同じ。)の命令をすること。 (2) 副局長の旅行の復命を受けること。 (3) 副局長の休暇等(研修及び兼職の場合を除く。以下この表において同じ。)の承認等をすること(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。)を除く。)。 (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による副局長の週休日の

別表第5 (第14条の2関係)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長 (水産振興担当) 専決事項

- (1) \sim (5) \mathcal{O} 13 (略)
- (5)の14 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和 54年新潟県規則第59号)<u>第11条</u>の規定により、 借受人に対し報告を求め、又は職員をして調査 させること。
- (6) \sim (9) (略)
- (10) 遊漁船業の適正化に関する法律<u>第8条</u>の規 定により、閲覧に供すること。
- (11) 遊漁船業の適正化に関する法律<u>第10条</u>の規 定により、登録を抹消すること。
- $(12) \sim (23)$ (略)

(略)

精神保健福祉センター所長専決事項

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第</u> 33条第7項の規定による<u>入院の</u>届出を受理すること。
- (2) (略)
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38条の2第1項<u>(同条第2項において準用する</u> 場合を含む。)の規定による報告を受理すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38条の3第1項又は第38条の5第1項の規定により、精神医療審査会に審査を求めること。

(5) \sim (8) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専 沖車項

専決権限を	専	決	事	項	
有する者					

	振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による副局長の代休日の指定を行うこと。 (6) 副局長の当直勤務の命令をすること。 (7) その他局長の指定する事項
部長	(1)~(9) (略) (10) 職員(副部長以上の者に限 る。)の休暇等の承認等をするこ と(5日以上に係るもの(夏季 休暇に係るものを除く。)を除 く。)。 (11)~(22) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長 等の共通専決事項

専決権限を		専	決	事	項
有する者					
(略)					
農業総合研	(略)				
究所の企画					
情報部長、					
基盤研究部					
長及びアグ					
リ・フーズ					
バイオ研究					
部長並びに					
農業大学校					
農学部長					
(2) 州はだ邸	見の如 見		並7 戸.		E. 学 の 個 別 目

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専 決事項

専決権限を		専	決	事	項	
有する者						
(略)						
魚沼及び十	(略)			•		

部長 (1)~(9) (略) (10) 職員(副部長以上の者に限 る。)の休暇等<u>(研修及び兼職の</u> 場合を除く。以下この表におい て同じ。)の承認等をすること(5 日以上に係るもの(夏季休暇に 係るものを除く。)を除く。)。 (11)~(22) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長 等の共通専決事項

専決権限を		専	決	事	項	
有する者						
(略)						
コロニーに	(略)					
いがた白岩						
の里の企画						
相談室長、						
児童部長、						
成人部長、						
高齢期更生						
部長、重複						
更生部長及						
び社会復帰						
<u>部長、</u> 農業						
総合研究所						
の企画情報						
部長、基盤						
研究部長及						
びアグリ・						
フーズバイ						
才研究部長						
並びに農業						
大学校農学						
部長			⊅ 7 ⋿			/m nu st

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専 決事項

専決権限を		専	決	事	項	
有する者						
(略)						
魚沼地域振	(略)					

日町の各地 域振興局地 域整備部長

(略)

(略)

佐渡地域振 興局地域整 備部長

新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで、第4項第 134号、第135号及び第137号から第 243号まで並びに第7項に規定す る事項(地域整備部の副部長(総 務担当)、副部長(港湾空港担当)、 次長、用地·行政課長、維持管理 課長及び業務・空港用地課長の専 決事項を除き、同条第1項第302 号から第320号まで及び第534号の 2から第534号の6までに規定する 事項については森林及び林業並び に農村振興に関する事項を除き、 同条第4項第134号及び第135号に 規定する事項については新潟県ア スベストの排出及び飛散の防止等 に関する条例第6条に規定する建 築物の所有者等が講ずるアスベス ト排出防止措置に係るものに限 る。)

(略)

佐渡地域振 興局地域整 備部

副部長(港湾空港担当)

新潟県事務委任規則第3条の3 第5項及び第12項第17号から第37 号までに規定する事項(地域整備 部の次長及び業務・空港用地課長 の専決事項を除き、同条第5項第 1号から第4号まで、第11号及び 第12号に規定する事項については、 港湾法による港湾区域並びに臨港 地区及び港湾隣接地域の区域に限 る。) 興局地域整 備部長

(略)

十日町地域 振興局地域 整備部長 新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号までに規定する 事項(地域整備部の副部長(総務 担当)、業務課長及び維持管理課長 の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項 については森林及び林業並びに農 村振興に関する事項を除く。)

(略)

佐渡地域振 興局地域整 備部長

新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで、第4項第 134号、第135号及び第137号から第 243号まで並びに第7項に規定す る事項(地域整備部の副部長(総 務担当)、副部長(港湾空港担当)、 次長、用地·行政課長、維持管理 課長及び港湾空港業務課長の専決 事項を除き、同条第1項第302号か ら第320号まで及び第534号の2か ら第534号の6までに規定する事項 については森林及び林業並びに農 村振興に関する事項を除き、同条 第4項第134号及び第135号に規定 する事項については新潟県アスベ ストの排出及び飛散の防止等に関 する条例第6条に規定する建築物 の所有者等が講ずるアスベスト排 出防止措置に係るものに限る。)

(略)

佐渡地域振 興局地域整 備部

副部長 (港湾空港担当)

新潟県事務委任規則第3条の3 第5項及び第12項第17号から第37 号までに規定する事項(地域整備 部の次長及び<u>港湾空港業務課長</u>の 専決事項を除き、同条第5項第1 号から第4号まで、第11号及び第 12号に規定する事項については、 港湾法による港湾区域並びに臨港 地区及び港湾隣接地域の区域に限 る。)

(略)	
三条、魚沼、	(略)
<u>十日町</u> 及び	
佐渡の各地	
域振興局地	
域整備部	
用地・行	
政課長	
(略)	
(略)	
佐渡地域振	(略)
興局地域整	
備部	
業務・空	
港用地課	
<u>長</u>	
(略)	
新潟地域振	<u>佐渡地域振興局地域整備部業務</u>
興局新潟港	・空港用地課長の専決事項
湾事務所	
業務課長	
及び東港	
分所業務	
課長	
(略)	
上越地域振	<u>佐渡地域振興局地域整備部業務</u>
興局直江津	・空港用地課長の専決事項
港湾事務所	
業務課長	
(4) (略)	

別表第7 (第15条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長 等が長期にわたり不在等の場合において当該次 長、課長等の専決事項について専決する者

長、課長等の専決事項について専決する者			
専決権限を有する者	専決する者		
(略)			
地域機関の課長(自	(略)		
治研修所総務課長、			
消防学校の課長、は			
まぐみ小児療育セン			
ターの課長、テクノ			
スクールの課長(新			
潟テクノスクールの			
課長を除く。)、近代			

(略)	
三条、魚沼	(略)
及び佐渡の	
各地域振興	
局地域整備	
部	
用地・行	
政課長	
(略)	
十日町地域	新発田及び南魚沼の各地域振興
振興局地域	局地域整備部庶務課長の専決事項
整備部	
業務課長	
(略)	
佐渡地域振	(略)
興局地域整	
備部	
港湾空港	
業務課長	
(略)	
新潟地域振	佐渡地域振興局地域整備部港湾
興局新潟港	<u>空港業務課長</u> の専決事項
湾事務所	
業務課長	
及び東港	
分所業務	
課長	
(略)	
上越地域振	佐渡地域振興局地域整備部港湾
興局直江津	空港業務課長の専決事項
港湾事務所	
業務課長	
(4) (略)	

(4) (略)

別表第7 (第15条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長 等が長期にわたり不在等の場合において当該次 長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	
地域機関の課長(自	(略)
治研修所総務課長、	
消防学校の課長、は	
まぐみ小児療育セン	
ターの課長、テクノ	
スクールの課長(新	
潟テクノスクールの	
課長を除く。)、近代	

美術館業務課長、農 業総合研究所総務 課長、農業総合研究 所研究センターの課 長、農業大学校総務 課長、森林研究所の 課長、水産海洋研究 所の課長及び内水面 水産試験場の課長を 除き、東京事務所総 括所長代理、中央福 祉相談センター障害 者相談支援室長、保 健環境科学研究所 調査研究室長、工業 技術総合研究所の企 画管理室長及び研究 開発センター長、新 潟テクノスクールの 課長、農業総合研究 所の企画情報部長、 基盤研究部長及びア グリ・フーズバイオ 研究部長並びに農業 大学校の農学部長及 び研修センター長を 含む。)

美術館業務課長、農 業総合研究所総務 課長、農業総合研究 所研究センターの課 長、農業大学校総務 課長、森林研究所の 課長、水産海洋研究 所の課長及び内水面 水産試験場の課長を 除き、東京事務所総 括所長代理、保健環 境科学研究所調查 研究室長、コロニー にいがた白岩の里の 企画相談室長、児童 部長、成人部長、高 齢期更生部長、重複 更生部長及び社会復 帰部長、工業技術総 合研究所の企画管理 室長及び研究開発セ ンター長、新潟テク ノスクールの課長、 農業総合研究所の企 画情報部長、基盤研 究部長及びアグリ・ フーズバイオ研究部 長並びに農業大学校 の農学部長及び研修 センター長を含む。)

(略)

別表第8 (第16条関係)

(1) 地域振興局の代決の順序

(1) 2020(1)(1)(2) (1)(2)(1)(2)		
区分	代決の順序	
(略)		
その他	(1) 局長の権限の代決 局長が不在のときは、 副局長 (2) 副局長の権限の代決 副局長が不在のとき	
	は、その事務を担当する 参事 (3) (略)	

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
放射線監視センタ	(略)
_	
保健所(新発田保	

別表第8 (第16条関係)

(略)

(1) 地域振興局の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
その他	
	(1) <u>局長</u> の権限の代決 <u>局長</u> が不在のときは、 その事務を担当する参事
	(2) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
放射線監視センタ	(略)
—	
保健所(新発田保	

健所、三条保健所、	健所、三条保健所、
長岡保健所、南魚	長岡保健所、南魚
沼保健所及び上越	沼保健所及び上越
保健所を除く。)	保健所を除く。)
福祉事務所	福祉事務所
保健環境科学研究	保健環境科学研究
所	所
食肉衛生検査セン	食肉衛生検査セン
ター	
	<u>コロニーにいがた</u>
	白岩の里
新潟学園	新潟学園
家畜保健衛生所	家畜保健衛生所
流域下水道事務所	流域下水道事務所
(略)	(略)